

教職課程の運営に係る組織の状況

(全学的組織)

組織名称： 教職支援センター運営委員会
目的： 教職課程および教員養成課程（教育学部）に関する事項全般を充実させ、円滑、効果的に運営することを目的に、教員養成に関する教育課程の全学的な組織として、次の事項を協議する。 ①教職課程に関する事項 ②教員養成課程に関する事項 ③大学の自己点検・評価の方針に基づき、センターの事業に係る自己点検・評価、改善及び改革に関する事項 ④その他、センターの運営に関する事項
責任者： 教職支援センター長（教務部長）
構成員： ①センター長（教務部長） 1名 ②教育学部長 1名 ③教職課程主任 1名 ④教員養成課程主任 1名 ⑤センター長又は教育学部長が指名する者 若干名
運営方法： 委員会はセンター長が招集し、原則として委員全員の出席によって議事を行う。協議の結果、その内容を学長へ報告する。

(幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭)

組織名称： 教育学部教務委員会
目的： 教職課程の円滑な運営を図る為、教務委員会において下記を審議事項とする。 ①開講科目の編成、立案及び担当者に関する事項 ②非常勤講師の人事に関する事項 ③履修指導に関する事項 ④教育実習の指導及び運営に関する事項 ⑤科目等履修生に関する事項 ⑥その他、教職課程に関する事項
責任者： 教育学部長
構成員： ①学部長 1名 ②学科長 1名 ③教務主任 1名 ④教員養成課程主任 1名 ⑤学部教授会構成員のうちから若干名
運営方法： 委員長により毎月召集され、教務委員会における教職課程関連の審議事項について、幼児教育委員会、小学校教育委員会、特別支援教育委員会において先議し、その後、教務委員会で審議する。審議された事項については、必要に応じて教育学部教授会、および学長、教務主任会議に報告し、承認を得る。

組織名称： 幼児教育委員会
目的： 幼稚園教諭養成課程の円滑な運営を図る為、幼児教育委員会において下記を審議事項とする。 ①開講科目の編成、立案及び担当者に関する事項 ②非常勤講師の人事に関する事項 ③履修指導に関する事項 ④教育実習の指導及び運営に関する事項 ⑤科目等履修生に関する事項 ⑥その他、幼稚園教諭養成課程に関する事項
責任者： 幼児教育委員会委員長
構成員： ①教員養成課程主任 1名 ②教育学部の幼稚園教諭養成等に関わる専任教員 4～7名
運営方法： 委員長により毎月召集され、幼稚園教諭養成課程に関する事項に関して審議し、その後、教務委員会で審議ないし報告する。

組織名称：	小学校教育委員会
目的：	小学校教諭養成課程の円滑な運営を図る為、小学校教育委員会において下記を審議事項とする。 ①開講科目の編成、立案及び担当者に関する事項 ②非常勤講師の人事に関する事項 ③履修指導に関する事項 ④教育実習の指導及び運営に関する事項 ⑤科目等履修生に関する事項 ⑥その他、小学校教諭養成課程に関する事項
責任者：	小学校教育委員会委員長
構成員：	①教員養成課程主任 1名 ②教育学部の小学校教諭養成に関わる専任教員 3～5名
運営方法：	委員長により毎月召集され、小学校教諭養成課程に関する事項に関して審議し、その後、教務委員会で審議ないし報告する。

組織名称：	特別支援教育委員会
目的：	特別支援学校教諭養成課程の円滑な運営を図る為、特別支援教育委員会において下記を審議事項とする。 ①開講科目の編成、立案及び担当者に関する事項 ②非常勤講師の人事に関する事項 ③履修指導に関する事項 ④教育実習の指導及び運営に関する事項 ⑤科目等履修生に関する事項 ⑥その他、特別支援学校教諭養成課程に関する事項
責任者：	特別支援教育委員会委員長
構成員：	①教員養成課程主任 1名 ②教育学部の特別支援学校教諭養成に関わる専任教員 2～4名
運営方法：	委員長により毎月召集され、特別支援学校教諭養成課程に関する事項に関して審議し、その後、教務委員会で審議ないし報告する。

(中学校教諭、高等学校教諭、栄養教諭)

組織名称： 教職課程委員会
<p>目的： 教職課程の円滑な運営を図ることを目的に、次の事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①開講科目の編成、立案及び担当者に関する事項 ②非常勤講師の人事に関する事項 ③履修指導に関する事項 ④教育実習の指導及び運営に関する事項 ⑤科目等履修生に関する事項 ⑥教職課程に係る自己点検・評価並びに改善及び改革に関する事項 ⑦その他、教職課程に関する事項
責任者： 教職課程委員会委員長(教務部長)
<p>構成員： ①教職課程委員会委員長（教務部長）1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ②教職課程主任 1名 ③教職課程専任教員(教職課程主任を除く) 3名 ④国際文化学部、社会学部、経済学部、法学部、理工学部、建築・環境学部及び栄養学部から選出された専任教員各1名 ⑤教務部長が指名する者 若干名
<p>運営方法：当委員会は、上記「目的」の審議事項を先議するため「教職担当専任教員会議」を設けており、上記の教職専門科目担当の専任教員を構成員としている。</p> <p>委員会は委員長が招集し、定足数は構成員の過半数とする。審議の結果、その内容を学長へ報告する。また、本学の教員養成に関する教育課程の全学的な内容の場合は、全学組織である教職支援センターの運営委員会を通じて学長へ報告する。</p>

組織名称： 教職担当専任教員会議
<p>目的： 教職課程の円滑な運営を図る為、教職課程委員会の先議機関として設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①開講科目(カリキュラム)の編成、立案及び担当者に関する事項 ②非常勤講師の人事に関する事項 ③履修指導に関する事項 ④教育実習の指導及び運営に関する事項 ⑤科目等履修生に関する事項 ⑥その他、教職課程に関する事項
責任者： 教職課程主任
<p>構成員： ①教職課程主任 1名</p> <ul style="list-style-type: none"> ②教職担当専任教員（教職課程主任を除く） 4名
<p>運営方法：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教職課程主任が会議を招集し議長となる。 ②教職課程委員会の審議事項を先議する。 ③教育委員会及び教育実習校との連絡調整等を行う。 ④教育実習に関わる指導計画及び教育実習の運営に関する事項を立案する。